

③土地改良区などの対応

○大間々頭首工

この地域の受益地域は水田22%、畑78%であり、畑地かんがい用水の占める割合が大きく、鹿の川沼、阿左美沼などの調整池を有することから、取水制限が40%に強化された時点から、夜間に調整池貯留することにより、水田用水と畑地かんがい用水の使い分けを行いました。

さらに、60%に強化されてからは、かんがいの灌水時間を1日2時間（通常では24時間灌水）に制限しました。

○太田頭首工

30%の取水制限においては、地域を2分割して2日間ずつの番水を行っていましたが、8月20日から地域を3分割して1日半給水を行う番水に移行しました。しかし、21日より取水制限が40%に、22日には60%に強化されたことにより末端地域の約1,000haに給水不能地域が生じました。

このため、番水が一巡する25日午前0時より、3分割した地域に2日間ずつ給水する番水体制に変更するとともに、番水体制を末端地域まで徹底強化することとしました。

☆参考☆

平成8年夏の渇水を教訓とし、太田頭首工では現在、以下のような管理を行っています。

渡良瀬川の取水制限が10%～20%までは全体を均等に制限し、地区ごとの水利利用方法で調整していますが、30%以上になると幹線ごとに番水をしていかなければ対応出来ないので、2日間交代の番水を計画します。管内の地形は、北西から東南にかけて傾斜しているため、反復利用をしながら東側の水路に多くの水が集まる習性があります。よって、取水制限が実施されたときは、その地形も考慮し、番水計画をたてていきます。

○邑楽頭首工

この地域は渡良瀬川流域の最下流地域であり、排水が集まってくることから、排水門を全閉して4分割した番水により夜間に幹線水路に水を貯めて昼間にポンプで揚水することにより、水の有効利用を図りました。

